

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会
助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、共済運営規程第36条第4項の定めにより、助成事業の実施にかかわる事項を定めるものであり、事業を滞りなく執り行うことを目的とする。

(対象事由)

第2条 対象事由は、下記の通りとする。

(1) 資格研修助成金

次の資格を取得した場合（資格の種類や級は問わない）。更新等は含めない。

- ①サービス管理責任者（同等の「児童発達支援管理責任者」を含む）
- ②知的障害援助専門員
- ③認定介護福祉士
- ④保健児童ソーシャルワーカー
- ⑤介護福祉士実務者研修
- ⑥主任介護支援専門員
- ⑦児童発達支援士
- ⑧社会福祉施設長資格
- ⑨社会福祉法人経営実務検定
- ⑩認定社会福祉士

(2) 健康管理助成金

病気の早期発見、治療または健康保持に資するため、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設定する生活習慣病予防健診（一般健診及び付加健診）の内容に基づき、以下①～⑰の必須検査項目、⑱～⑳の任意検査項目を含む人間ドック等を受診した場合。

区分	検査項目
①問診・触診・身体測定	問診、計測（身長、体重、腹囲、BMI・標準体重）、胸部聴診・腹部触診
②視力・聴力測定	視力、聴力
③血圧測定	血圧（座位）
④尿検査	尿糖半定量、尿蛋白半定量、潜血、尿沈渣、血清クレアチニン（eGFR）
⑤便潜血反応検査	免疫便潜血反応
⑥血液一般検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数
⑦血糖検査	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、随時血糖のいずれかの項目実施で可
⑧尿酸検査	血清尿酸
⑨血液脂質検査	総コレステロール定量、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
⑩肝機能検査	GOT（AST）、GPT（ALT）、 γ -GTP（ γ -GT）、ALP
⑪胸部レントゲン検査	胸部X線
⑫胃部レントゲン検査	胃部X線（胃内視鏡検査またはペプシノゲン検査で代替可）
⑬心電図検査	12誘導心電図
⑭血液学的検査	血小板・血液像
⑮生化学的検査	総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、アミラーゼ
⑯腹部超音波検査	
⑰肺機能検査	努力肺活量、1秒量・1秒率
⑱眼底検査	
⑲婦人科検査	乳がん、子宮頸がん
⑳前立腺検査	

※医療機関によって区分、検査項目は異なる場合がある

2 健康管理助成金の検診料は、受診した人間ドック等の健診料（税込み）とし、前項2号以外の検査費用、文書料等は含めることができない。

3 健康管理助成金の第1項第2号の必須項目（①～⑰）のうち、以下の理由で同年度内に追加受診が難しい場合に限り、最大2項目を限度として免除とすることができる。ただし、検査当日の体調不良や、生理中などの理由は認めない。

- （1）医師の判断により受診できない検査がある場合
- （2）妊娠中、授乳中
- （3）持病や障がい等により定期的に医療機関で受診している場合

（請求方法）

第3条 それぞれの助成金は、以下のとおり申請する。

（1）資格研修助成金

会員は、被共済職員の申し出により、共済会が定める給付金助成金請求書（第15号様式）に、下記添付書類（原本写）を添えて、事由発生日以降に請求する。

資格名称	添付書類
サービス管理責任者 （同等の児童発達支援管理責任者を含む）	実践研修修了証書の写
知的障害援助専門員	知的障害援助専門員資格認定証の写
認定介護福祉士	修了証明書の写
保健児童ソーシャルワーカー	認定証の写
介護福祉士実務者研修	修了証明書の写
主任介護支援専門員	修了証明書の写
児童発達支援士	認定証の写
社会福祉施設長資格	修了証書の写
社会福祉法人経営実務検定	合格証書の写
認定社会福祉士	登録証の写

（2）健康管理助成金

会員は、健康管理助成金請求書（第17号様式）に検査実施証明書（第17号の2様式）を添付し、共済会へ請求する。第2条第3項に該当する免除対象項目がある場合は、医師による未受診項目記入欄の記入をもって適用する。

職場内で集団受診する場合には、検査実施証明書（第17号の2様式）を、受診者氏名、受診日、実施した健診内容と健診料が明記された医療機関発行の書類で代用することができる。

（送金）

第4条 共済会は、会員からの請求を受理し決定した際は書面で通知し、被共済職員の所属施設団体の登録口座へ送金する。

（変更）

第5条 この要綱を変更する場合は、会長の決定による。

附 則

この要綱は、2024年12月23日から施行する。